

Title	ジャン=ジャック・ルソーによる「国際法」理論構築の試みとその挫折(三) : 啓蒙期国際法理論研究の手掛かりとして
Sub Title	La notion de "droit des gens" chez J.-J. Rousseau (3)
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.10 (2004. 10) ,p.77- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20041028-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジャン=ジャック・ルソーによる

「国際法」理論構築の試みとその挫折（三）

——啓蒙期国際法理論研究の手掛かりとして——

明 石 欽 司

序論 問題の所在・国家理論の国際関係・国際法への適用における問題点

第一章 国際法理論史研究におけるルソーの位置付け・「負の国際法意識」

第二章 ルソーの国家構成理論と国家間関係

(一) ルソーの「国家」構成理論の特色

(a) 国家の設立目的とその構成員

(b) ルソーの「主権」概念の特質

(二) 国家の規模を巡る問題と国際分業・相互依存の否定がもたらす矛盾

(a) 国家の規模

(b) 経済体制・政策・国際分業・相互依存の否定

..... (以上七七卷八号)

第三章 ルソーの理論における「国際法」

(一) ルソーの「法」概念・「国際法」の排除

(二) 国家間関係の発生と「自然状態」

(三) 国家間関係における「自然法」

(a) 「自然法」の存否を巡る問題

(b) 国家間関係における自然法の存在可能性

(四) 「実定国際法」への直接的言及・国際法の存在は否定されるのか
..... (以上七七卷九号)

第四章 ルソーの理論における「欧州国際法」

(一) 「欧州」の特殊性

(二) 欧州諸国間のシステム・「勢力均衡」と「国家連合」

(a) *De lege lata* としての「勢力均衡」

(b) *De lege ferenda* としての「国家連合」

第五章 ルソーの「戦争」及び「戦争法」概念・「国際法」と

- して理解可能か
- (一) ルソーの「戦争」観念
 - (二) ルソーの「戦争法」観念
 - (三) 評価

..... (以上本号)

- 第六章 ルソーの論証方法と理論的問題点
- (一) ルソーの論証方法…方法論的矛盾
 - (二) 理論的問題点…「一般意志」
- 結論 「孤独な散步者」の近代国際法學上の地位

..... (以上七七卷一一号)

第四章 ルソーの理論における「欧州国際法」

本稿ではこれまでに、ルソーが国家間関係と国際法を如何なるものとして把握したかについて、彼によるそれらへの直接的言及を通じて見てきた。それによれば、国家間関係は自然状態にあり（しかも、それは人間対人間の自然状態よりも敵対的である）、そこには自然国際法が存在し、また実定国際法も存在し得る。しかし、その実定国際法が実効性を有するものとは思われないのであった。

この実効性（或いは現実的機能）という面を考慮するならば、国際法自体を体系的に論ずるという構想は極めて困難とならざるを得ない。そして、その限りにおいては、国際法やその他の国家間関係に関わる事柄について、「私の狭い視野にとつては余りに広大である」⁽¹⁸⁾ という諦念を帯びたかのような『社会契約論』の結語は、ルソーの心情を正直に吐露したものであると思われる。

しかし、以上の事柄は、ルソーの論理全体からすれば、国家間関係及び国際法に関する「総論」としての内容を有し、抽象的観念としての政治体（国家）間の関係を論じた結果であると理解される。そして、「各論」に当たる部分において、ルソーは、自らが観察し、自らが属する欧州社会について、国際法の存在と機能をより強く認めているように思われる。そこで本章では、彼の論述の中で特別な地位を占めると思われる欧州諸国家間の関

係とそこにおける「欧州公法（*Jus Publicum Europaeum*）」としての「国際法」、即ち「欧州国際法」について考察することとする。

（一）「欧州」の特殊性

先ず、ルソーが当時の欧州の国家間関係をどのようなものと認識していたのかについて触れておきたい。『抜粋』⁽¹⁸⁶⁾においてルソーの描く欧州の「現実」は、「永続的紛争・強奪・纂奪・反乱・戦争・殺人が、この賢者の尊敬に価する宿所であり科学と芸術の輝かしい聖域」である欧州⁽¹⁸⁷⁾を日常的に荒廃させている」というものである。そして、「この欧州の諸人民の所謂兄弟愛は、皮肉と共に彼等相互の憎悪を説明するための愚弄の名でしかない」⁽¹⁸⁸⁾のであり、それゆえ「欧州諸国の相互関係は、まさしく戦争状態にあり、それら諸国の何れかの間における個別条約は、真の平和であるよりも一時的休戦でしかない」⁽¹⁸⁹⁾とさえ述べられるのである。また、このような状況認識に加えて、ルソーが軍隊に向ける眼差しはとりわけ厳しい。即ち、大陸における戦争と社会不安の結果は巨大な常備軍組織の発達であり、それが国家の神経（金銭）を枯渇させ、またそれを侵略戦争に活用しようとする永続的誘惑を政府に提供する、と彼は考えるのである。⁽¹⁹⁰⁾

このような状況にあつて、果たして、欧州の政治体間の関係を律する法は存在し得るのであろうか。

「欧州公法」(*Le droit public de l'Europe*) についてルソーは、それが「一致して作成されたり是認されたりしたことは決してなかった」⁽¹⁹¹⁾し、「何らの一般原則も持たず、時と場所に依じて常に變化する」としている。彼にとつて、「欧州公法」は「最強者の権利 (*le droit du plus fort*)」によつてのみ一致し得る、矛盾した規則の塊⁽¹⁹²⁾である。つまり、個別の条約は「一時的休戦」のための道具であり、「欧州公法」は一般的な妥当性を有さず、強者の便法に過ぎないのである。

しかしながら、このような極めて悲観的な観察結果は、歴史を通観した場合には若干異なるものとなる。先ず、欧州においては古代ローマによる欧州制覇という歴史が共有されていることが指摘されている⁽¹⁹⁸⁾。また、キリスト教という強い宗教的紐帯が歴史的に果たした役割も重要とされている。特に、先述の如く、自然法や人類の「同胞愛」(fraternité commune) についての言及が為される中で、それらが歴史的にはキリスト教共同体の成立によって漸く十分に普及したとされている⁽¹⁹⁹⁾。このキリスト教共同体は、自然状態の中にあるのではない。そこにおける「同胞愛」は、自然状態において自己保存への衝動を緩和する「憐憫」が社会状態において喪失された場合であっても、構成員間の何らかの紐帯として機能するものと考えられる。つまり、自然状態にあり且つ戦争状態にあるとされる国家間関係であっても、それがキリスト教共同体を形成する政治体間の関係である場合には、斯かる一般論を修正する要素が存在していると解されるのである⁽²⁰⁰⁾。

また、自然的・地理的条件の欧州的特質も指摘されている⁽²⁰¹⁾。即ち、欧州では「山脈・海・河川が国家の境界として役立ち」、各国の「人口及び領土の大きさを決定した」のであり、欧州の政治的秩序は「或る程度自然の作品」なのである⁽¹⁹⁷⁾。そして、ここでは「今日、他人が何と言おうとも、フランス人もドイツ人もスペイン人もイギリス人も存在」せず、「存在するのはただ欧州人だけ」であり、「彼等は皆、同じ趣味、同じ感情、同じ習慣を有」し、「同一の状況では同一のことを為す」という状況が生み出されている。また政治的には、「血縁・通商・植民地がもたらした諸君主の利益の継続的な一体化」が存在することになるのである⁽²⁰⁰⁾。

このような欧州の特質を考慮すれば、『抜粹』における上述の欧州の国際関係と欧州公法に対する悲観的認識は貫徹されないことになる。実際に、同書の他の箇所では、欧州諸国が「同一の宗教・国際法・慣習・文字・通商、そしてそれら全ての必然的結果である或る種の均衡(これは、殆ど誰もその維持に注意を向けないとしても、多くの人々が考える程簡単に破壊されるものではない)によりそれら諸国を結合する一種のシステムを構成している」⁽²⁰¹⁾

とも述べられている。そして、そのシステムについては、先に挙げた「特有な諸原因がそれを生み出し、それらが依然としてそれを維持するのに役立つ⁽²⁰²⁾」と彼は考え、更に、この「欧州のシステムは、永続的騷擾の中にあっても全く破壊されることなく、自己を維持し得る程に結合した段階にある⁽²⁰³⁾」とするのである。つまり、欧州地域の諸国は、他の地域と異なる特殊な関係を相互間で有しているとルソーは考えており、その意味で欧州には特殊な地位が与えられていることが確認される。確かに、「様々な」理由が一体となつて、欧州を、アジアやアフリカの如き名称以外の共通なものを持たない諸人民の理念的な集合体としてだけではなく、その宗教・慣習・法を有する一つの実体的社会 (*une société réelle*) をも形成しており、それを構成する何れの諸人民も直ちに諸々の問題を発生させることなくそこから自らを分離し得ない⁽²⁰⁴⁾のである。

また、「国際法」に関して付言すれば、ここでは欧州諸国の結合システムを支える一つの柱としての機能を担わされており、「戦争状態」における「強国の便法」という文言が帯びる否定的な意味合いとは異なる、むしろ肯定的な評価が看取されるのである。

それでは、欧州諸国を「結合する一種のシステム」とはいかなるものなのであろうか。⁽²⁰⁵⁾以下、節を改めてこの問題を論ずることとする。

(二) 欧州諸国間のシステム…「勢力均衡」と「国家連合」

既に見たように、ルソーによれば、政治体(国家)は「人為的団体であつて、何らの確定的限界も持たず、⁽²⁰⁶⁾」その適切な大きさは不確定」であつて、「国家は常に増大し得る」とされ、更に「国家はより一層安定した地位を自己に与える新たななる構成員を止むことなく求める」とされている。この論理に従えば、国家は他国家の征服・併合等の方法による自らの巨大化・強大化を無限に図るゆえに、前節で触れた「或る種の均衡」は維持され

ないことになる。しかし、これも前節で論じた欧州の国家関係の特殊性によって政治体に関する一般理論は修正を受け、その結果一定のシステムが同地域に発生することとなる。そして、そのシステムに該当するものと考えられ且つルソーが具体的に論じているものが、「勢力均衡」(equilibre)と「国家連合」(confederation)である。ところで、ルソーの議論におけるこの二つのシステムの相異に関しては、次の点に注意が払われなければならない。即ち、「勢力均衡」については、ルソーは既に欧州に存在するものとして扱う一方で、「国家連合」についてはサン・ピエール師の創案したものであるという形式をとりながら提案している点である。これは、各々のシステムが法規範によって裏付けられている場合には、前者についてはヨーロッパ公法における実定法論 (*de lege lata*) が扱われ、後者については立法論 (*de lege ferenda*) が扱われることを意味すると言えよう。この点で、前者については、ルソー自身も認めているように「ウェストフアリア条約」が基礎となっていることから、法規範性を帯びるものとして論ずる価値は充分にあると言える。また、後者については、「勢力均衡」という当時存在すると考えられたシステムに代替するより望ましいシステムとして提示されているのであるが、その中で当該連合の「設立条約」の具体的な内容にまで踏み込んだ議論が展開されており、立法論として充分評価され得るものがある。

勿論、先述のルソーが欧州諸国の国家間関係について述べている事柄の結論は、それら諸国を「結合する一種のシステム」であって、しかもそれは現存するというものであり、その意味ではここでは「勢力均衡」のみを扱うべきであるかもしれない。しかし、たとえそれが立法論としてではあっても、欧州諸国の結合システムを論じていることを考慮して、「国家連合」についてもここで論ずることとする。そして、以下では、この「実定法論としての勢力均衡」と「立法論としての国家連合」という区別に従って各々について紹介し、考察することとしたい。

(a) *De lege lata*としての「勢力均衡」

ルソーは、欧州諸国家間の勢力均衡について、それを何者かが作爲的に創出したものではなく、「それはそこに存在している」⁽²⁰⁷⁾ものであると認識している。そして、その存在が意識されると否とに拘らず、「この均衡は存続し、自己の保存を計る必要はなく、人がそれに介入する必要もない」とも述べられている。⁽²⁰⁸⁾彼の観察によれば、当時の欧州においては、一人の君主や単一の同盟のみで、欧州の政治地図を軍事力により根底から覆すことはできないのであり、ましてや、一国家が全欧州を支配するなどということは時間的・財政的・人力的に不可能である。⁽²⁰⁹⁾勿論、歴史の悪戯により何らかの変化は起こるであろう。しかし、「個々の君主についてはともかく、少なくとも全般的体制 (a constitution générale) は、偶然による突発的事故「即ち、何れかの国の一時的拡大」から間もなく回復する」ことになるとされるのである。⁽²¹⁰⁾

何故、このような勢力均衡体制が維持され得るのであろうか。ルソーは、軍事的理由や地理的理由も考慮するが、何より重要な役割を神聖ローマ帝国が担うものと考えている。即ち、同帝国は様々な欠点を有するものの、「帝国が存続すること、欧州の均衡が破壊されないこと、何れかの君主が他の君主により王冠を奪われることを恐れる必要のないこと、そしてウェストファリア条約が永遠に我々にとって政治体制の基礎であり続けることは、⁽²¹¹⁾確実である」と彼は結論付けている。⁽²¹²⁾そして、その論拠として、「ゲルマンの団体」(le Corps germanique)、「即ち神聖ローマ帝国は「欧州の中央に位置し、欧州の他の部分すべてを威圧して」おり、「恐らく、「同帝国」自体の構成員の維持よりも、周辺「諸国」の維持に役立つ」ことが挙げられている。更には、同帝国は「その面積、人民の数及び価値によって他国の人々から恐れられ」、また征服への手段と意欲を剝奪していることが指摘されている。⁽²¹³⁾

これらのルソーの主張は、「如何なる人民も、他の全て「の人民」との間で、何処であっても殆ど等しい圧力

をもたらす或る種の均衡状態に入らなければ、自らを殆ど維持し得ない⁽²⁴⁾ という発想に基づいているものと言えよう。つまり、ルソーは「勢力均衡」原則を彼の国家間関係を巡る基本的発想において承認しているのである。

以上のようなルソーの議論を見れば、欧州における勢力均衡体制の存在を彼が認識していたことは疑問の余地のないこととなる。しかも、それはウエストフリア条約を基礎とするものとされているのである。そうであるとなれば、「国際関係」に関する彼の観念的な理解と現実の欧州社会に関する理解の間には落差が存在することが明らかとなる。即ち、観念的には、国家間に恒常的な戦争状態を想定することによって、国家間関係を極めて陰惨なものとして描き出そうとしているようであるが、実際には、少なくとも欧州については、その実態を必ずしもそのようには理解していないのである⁽²⁵⁾。

欧州に存在する国家間関係の実態、特に、勢力均衡システムの評価に関して、ルソーの真意が一体どこにあったのかは必ずしも明らかではない。一方では、ルソーの論理の中に、「国家系内での競争という忌まわしき性質」と「それに替わる成功に満ちた均衡システムへの信頼⁽²⁶⁾」を読み取ることが可能であろう。他方では、実在する国家間関係の欠陥を前提として、「当該欠陥の治癒のため、彼「ルソー」は国家連合の形成を示唆する⁽²⁷⁾」として、ルソーが勢力均衡システムに否定的評価を下していたとの理解も可能である。筆者はこの点に関して、少なくとも後世の「リアリスト」達が描くような「ルソーの悲観主義」(Rousseau's Pessimism)⁽²⁸⁾ が一方的に妥当するものではないことを先ず指摘した上で、次の様に解釈すべきものと考えている。

前節で見たルソーが理解する欧州国際関係の実情とは、戦争が続発しながらも、「勢力均衡」状態が存在するというものであった。問題は、ルソーが欧州における勢力均衡システムを「成功に満ちた」ものと考えていたにしても、そのような状態が未来永劫存続すると彼は考えていたのであるかという点である。ルソー(そしてサン・ピエール師)は、「平和条約」と呼ばれるものが実際には常に一時的な休戦協定以外のなものでもないこと

を説明している⁽²²¹⁾。しかも、ルソーは次の如く述べている。「欧州の全国家が破滅に向かつて走っているのを私は見る。王制であれ共和制であれ、かくも見事に設立されたこれらすべての国々が、そして、かくも賢明に均衡を保たれたすべての麗しき政府が、衰弱し、それに続く死に脅かされている」⁽²²²⁾。つまり、当時存在した欧州の「勢力均衡」は「賢明なシステム」ではあるものの、永続的なものではない、とルソーは認識していたのである。この認識は、「勢力均衡」の概念がユトレヒト条約をはじめとする多くの主要条約中に採用されていたこと⁽²²³⁾、そしてそれにも拘らず戦争が頻発していたという当時の歴史的状況を考え併せれば、正当なものであったと判断できる。論理的に考えてみても、確かに、「勢力均衡」は大規模な征服行為を抑止し得るとしても、不安定性を永続化し、当事者の不満を温存するか、場合によっては悪化させる可能性がある。従って、欧州の「現状」においては「勢力均衡」システムが肯定的に捉えられるものの、それが将来的にも存続させられるべきものであるとの判断は否定されるのである。

そして、以上のような判断のもとで、「勢力均衡」システムに優る欧州諸国家間の将来的システムとして（その意味で、法律論としては立法論として）提示されたものが、「永久平和」問題に関連して述べられる「国家連合」⁽²²⁴⁾（欧州連合）構想なのである。

b) *De lege ferenda* としての「国家連合」⁽²²⁵⁾

ルソーが「国家連合」(Confédération) を主題として論じているのは、サン＝ピエール師の『永久平和論』に関する『抜粹』及び『批判』においてである。両書の内容に立ち入る前に、ここでは先ず、次の三点を確認しておきたい。

第一に、『抜粹』の性質についてである。同書はサン＝ピエール師の論述の要約という形式をとっている。しかし、ルソーの同書執筆の意図は、『告白』における次のような回想から明らかである。即ち、彼は、思索や創

作の辛苦について触れながら、むしろ他者の思想を自分の思想で解明することを好むことを述べた上で、「翻訳者の機能にとどまらず、ときとして自分自身で考えることも禁じられなかった」こと、そして「サン・ピエール師の外套の下の方が自分の外套の下でよりも楽々と多くの重要な真理を伝えるような自分の作品を提示し得るかもしれない」と考えたことを記している。そしてその結果として、「一言でいうならば、サン・ピエール師の計画の純粹に中核となる部分を除き、議論全体を通じては、サン・ピエール師のものというよりもルソーのもの」となっていると解することができるのである。⁽²²⁷⁾

第二に、『抜粹』及び『批判』におけるルソーの「勢力均衡」に対する基本的立場についてである。前節で既に見た通り、ルソーは、欧州の国家間関係の特殊性の中で「勢力均衡」システムに一定の肯定的評価を下しているものの、それに永続的な信頼を寄せている訳ではない。むしろ、長期的展望に立てば、彼はサン・ピエール師と同様に「勢力均衡」の考え方にどちらかと言えば批判的（乃至は悲観的）であり、それゆえ同師の主張に同調するからこそ、両書を世に送り出そうとしたと考えられるのである。

最後に確認されるべきことは、『抜粹』及び『批判』の両書において既存の欧州諸国家が前提とされている点である。そして、その上でサン・ピエール師（そしてルソー）は、それら諸国家を単位としつつ、それらによる「連合」の永久的維持のための方策を述べているのであって、単一の欧州統合や連邦への道が示されているのではないのである。

以上の諸点を確認した上で、以下では『抜粹』におけるルソーの論述を追うこととしたい。

既に引用した記述からも理解される通り、『抜粹』の前半部分の多くが当時の欧州の状況分析と「勢力均衡」状態を巡る議論に当てられている。そして、それらを総括して、ルソーは次の三点を指摘する。第一に、「トルコを除く全ての欧州の諸人民間には、不完全ではあるが人類の一般的且つ弛緩した結び付きよりも緊密な社会的

結合」が存在する。第二に、「この社会の不完全性は、それを構成する人々の状態を、彼等の社会全体が喪失される場合よりも、悪化」させる。第三に、「この社会を有害なものとする最初の諸関係は、同時に、それを完全なものとするのを容易に」する。従って、「その構成員の全てが、実際には彼等の不幸をもたらしているものから、彼等の幸福を導き出し、彼等の間に存在する戦争状態を永続的平和へと変更することができる」のである。⁽²²⁹⁾そして、その「永続的平和」の実現手段が、「国家連合」なのである。

この国家連合は、その目的や機能を現実のものとするために、次の諸原則乃至要件を充足すべきものとされている。即ち、現存する主要国の全てが当該連合に参加すること、当該連合の全構成国を拘束する規則を確立する「司法機関」(un tribunal judiciaire)を備えること、全体の議決(les délibérations communes)に全構成国を従わせる「強制力」(une force coactive et coercitive)を有すること、そして、全体的利益に反する自国の利益を考慮した上で、構成国が脱退することを抑止するに十分な程に、当該連合は確固としたものであり、永続的なものでなければならぬことである。⁽²³⁰⁾

そして、これらの諸原則乃至要件を満たすために、この国家連合の「設立条約」とも称すべき文書に規定されるべき内容が、次の五箇条に纏められている。その第一は、各主権者が、締約国間の「永久且つ解消不能な同盟(une alliance)を設立」すること、そして、特定の場所に設置される「常設議会(une Diète ou un Congrès permanent)の運営に当たる全権代表を任命」することである。この「常設議会」では「締約国間の全ての紛争が、仲裁(arbitrage)又は裁判(jugement)により解決」される。第二に、常設議会に投票権を有する全権代表を派遣する国家(主権者)の数の確定、議長職に関する規則(選出方法・任期等)、共通事項に関わる支出についての各国への拠出割当である。第三に、連合設立時における各国の領土・政府についての現状維持の保証、更に、それらの承継方法である。これに伴い、紛争のある領土については、当該領土に関する最新の条約が権利の基礎と

され、それ以前の主張は放棄されること、また、将来における承継を巡る紛争については、「常設議会」の仲裁による解決に委ねられ、武力による解決は禁止されることも規定される。第四に、この連合を破壊する虞れのある同盟を禁止し、それを共通の敵とする際の要件が挙げられている。ここには、この国家連合を破壊する行為に対して共同で軍事力を行使することも含まれる。最後に、「常設議会」における意思決定手続である。「欧州共和国」(la République européenne) の設立を達成するための規則を定める権限を全権代表に認め、当面は過半数で、当該連合設立から五年経過後は四分の三の多数でそれらの規則は採択される。尚、以上の「五箇条の基本条文は同盟国の全会一致によってのみ改正され得る」とされている。⁽²³¹⁾

以上のような構想に対しては多くの疑問が提起されるであろう。「抜粹」ではそれらの中から重要と思われる二つの疑問がとり上げられている。即ち、「この同盟が、その目的に確実に適うものであろうか、そして欧州に堅固且つ永続的な平和を与えるのに十分であろうか」という疑問と、「この同盟を設立すること及び永続する平和をその値で買うことが諸々の主権者の利益に適うか」という疑問である。⁽²³²⁾そして、これらに対しては何れも肯定的回答が示され、特に、この計画がもたらす全体的及び個別的利益を考慮すれば、「関係者の意思のみに依存する組織の実現を如何なる理由が妨げ得るであろうか」とされている。⁽²³³⁾

さて、『抜粹』において以上のように展開されている永久平和実現のための国家連合計画であるが、その理念は理解できるとしても、欧州の現実に照らし合わせたときに、それはあまりに理想的・樂觀的であり過ぎるものではあるまいか。斯かる疑問に答えるが如く、同書は次の言葉で結ばれている。「仮にこの計画が実施されないままであるとすれば、それはこの計画が空想的 (chimérique) であるからではなく、人々が狂気に陥っている (insensés) からであり、狂人達の中にあつて賢者でいることは一種の狂気であるからである。」⁽²³⁴⁾更に、『批判』においてもルソーは、サン＝ピエール師の計画の「成功の明白な不可能性」⁽²³⁵⁾を認め、「だから、忍耐強くない読者

はそれが空論であると言うであろう」とする。しかし、ルソーはこれに続けて「そうではない」と反論し、「これは堅実且つ良識的書物であつて、それが存在することが極めて重要なのである」と断言するのである。⁽²³⁶⁾

このように、ルソーは「為政者達の狂気」という現実に対して提示されたサン＝ピエール師の計画を擁護する。だが、我々は更にルソーがこの計画に対して下す複雑な評価を理解しなければならない。

ルソーは、サン＝ピエール師の計画が採用されない場合、その計画が「良くなかった」からでは決してなく、逆に「それが採用されるには、あまりにも良すぎた」と言うべきなのであるという。「私益が殆ど常に公益に反抗することを考慮すれば、公益に関わる事柄は殆ど武力によつてのみもたらされる。」「疑念の余地なく、永久平和は現時点では極めて愚かしい計画である。」そして、「暴力的且つ人類にとつて恐ろしい手段によつてしか実現されない」のであるから、素晴らしい計画が実現されないことにも慰めを見出そう、とルソーは考えるのである。

「革命による以外には連合 (ligues fédératives) は設立されることはない」のであるから、「欧州連合が望ましいものなのか、恐るべきものなのか」誰が断言できるであろうか。「それは、多分何世紀にもわたりそれが与える便益よりも大きな害悪を一撃にして与えるであろう」と「批判」をルソーは結んでいる。⁽²³⁷⁾

為政者達が狂気である中で、理性的行動によつて「永久平和」のための国際組織（国家連合）を創設しようとするれば、仮にそれが論理的に実現可能であつても、現実にはそれは暴力的・革命的手段でしか達成し得ない。しかし、それはルソーが是認し得るものではないのである。結局『抜粋』で展開される国家連合構想は、その原理的可能性にも拘らず、現状では不可能乃至望ましくないものと彼は判断したのである。⁽²³⁸⁾

それでは、サン＝ピエール師の（そしてルソーの）国家連合を巡る構想は、本稿における問題関心との関連でどのような評価を受けるべきなのであろうか。ここでは、既に確認した従来の国際法史概説書等による評価から離れ、この国家連合構想が内包する問題を国家主権との関連において論ずることとしたい。

先ず、この国家連合構想は、ルソーの国家構成理論のもとでは国家主権の目的と矛盾するものではないと言える。何故ならば、「社会契約」の目的が構成員(国民)の「防衛・保護」及び「保存」にあるため、この構想のもとで設立される国家連合がその目的に合致する限り(そして、まさにそれこそが当該連合の目的である)、当該連合は構成国の主権(乃至はその設立目的)との矛盾は発生しないことになるからである。⁽²⁰⁾ 従って、理論的には、主権国家と国家連合は並存可能である。

しかし、ルソーの国家構成理論が自由な個人の意思を起点とし、それをこの国家連合構想においても貫徹しようとしていることが、国家連合構想の実現を阻むものと思われる。『社会契約論』において彼は、「もし先行する約束が存在しなかつたとすれば、選挙が全員一致でない限り、少数者は多数者の選択に従属するという義務は、一体何処にあるか」と自問し、「多数決の法則それ自体も、約束の産物であり、少なくとも一度の全員一致」があったこと」を前提とする」と自答している。⁽²¹⁾ このような論理を国家間関係に適用するならば、国家連合に参加する全ての国家の(少なくとも最初の一回の)「全員一致」を必要とし、その際には国家意思(主権)の絶対性を前提とせざるを得ないし、実際にこの国家連合構想ではそのようにして論理が組み立てられている。その上でルソーは『抜粋』において、先に述べたような欧州の現実の中で欧州諸国が合意するような機会が現実に存在するのであるか、という疑問に対する解答として次のような見解を示している。

歴史的に見れば、欧州諸国家の全部又は殆どが参加した会議が、何度か開催されている。そこでは確かに、出席者の序列・テーブルの形・議場の窓の位置等々の非本質的な事柄が長々と議論されました。しかしそれでも、「それらの会議のうちの一つにおける出席者達が常識(Le sens commun)に恵まれることが一度はあり得る」し、「彼等が公益(Le bien public)を真摯に欲することも不可能ではな」く、更に、多くの問題を解決した後には「彼等が一般的国家連合」の設立条約」に署名するよう各々の主権者から命令を受けることも考えられる」のである。⁽²²⁾

この見解が果たして欧州の現実において適切なものとルソー自身が信じていたのであろうか。「為政者の狂氣」が一斉に醒める歴史的瞬間の到来が期待できると彼は思っていたのであろうか。⁽²⁴⁾

第五章 ルソーの「戦争」及び「戦争法」観念…「国際法」として理解可能か

「戦争法」を巡る諸問題は、近代国際法の理論形成過程において最も重要な地位を占めてきた。⁽²⁵⁾ しかも、既に確認したように、ルソーが国際法史において扱われる際には、戦争法の発達という文脈の中で登場することが通常である。そこで、本章では、ルソーの「戦争法」とその前提となる「戦争」の観念について検討を加えることにより、彼が当時の「国際法」の主要問題をどの程度「法的」に認識していたかを考察することとしたい。

(一) ルソーの「戦争」観念

ルソーの「戦争」観念を検討する際に、最初に確認しておかなければならない事柄は、「自然状態」と「戦争」の関係である。（これら二つの観念は表面上無関係のように見える。しかし、例えば、ホッブズが「自然状態」を「万人の万人に対する戦争」(*bellum omnium contra omnes*)⁽²⁶⁾として捉え、ルソーが『戦争状態』(更には『社会契約論』)においてこのホッブズの定式を「不条理なる理論」として批判したことに示されているように、啓蒙期の国家構成理論の起点としての「自然状態」を「戦争状態」として認識するか否かが一つの争点であり、そのため、両者の関係を確認する必要があると言えるのである。) 両者の関係について、ルソーは既に見た(第三章(二))ように、自然状態における人間について「彼らは自然的には敵同士ではない」⁽²⁸⁾としている。つまり、彼は人間の自然状態を戦争状態ではないとするのである。

そして、これに続けてルソーは、「永続的私有財産が存在しない自然状態においても、また全てが法の権威の下にある社会状態においても、私戦 (la guerre privée)、即ち人間対人間の戦争は存在し得ない」とも述べる。つまり、自然状態においてのみならず、政治体 (国家) 創設後の社会状態においても人間対人間の戦争の存在を否定するのである。

それでは「戦争」とは何か。ルソーにとって「戦争」とは「人間対人間の関係では決してなく、国家対国家の関係」である。「その中では偶発的な場合にのみ個人は敵となるのであって、それも人間として或いは市民としてでは決してなく、兵士として」敵となり、また、「祖国の一員としてでは決してなく、祖国を防衛する者として」敵となる。「結局、各国家は他の国家のみを敵とすることができるのであって、人間を敵とすることはできない。」何故ならば「異なる本質のものの間では人は真の関係を何ら確定することはできないからである。」そしてルソーは、「如何なる点においても、人間の人間に対する一般的戦争は存在しない」と断言するのである。

このように、戦争の遂行主体は「国家」のみに限られているが、ルソーはこの主体について「公人」(les personnes publiques) であるともいう。公人とは「主権者と呼ばれる倫理的存在 (être moral) であり、それは社会契約により存在することになり、その意思が常に法という名を帯びるもの」である。つまり、ここでは戦争は抽象的人格としての主権者間の闘争と観念されている。そしてこれにより、主権者間の関係としての「公戦」と、私人を遂行主体とする「私戦」とをより明確に対比し、ルソーは前者のみを戦争と認めるのである。

また、戦争の遂行主体を公人に限定したことに関連して、『戦争状態』においてルソーが次のように述べている点も重要である。「公的協約 (la convention publique) [即ち、社会契約] が除去されるその瞬間に、国家を構成する全てのものについて最小限の変更をももたらすことなく、国家は破壊される。」また、「主権者に対して戦争を遂行するということは」「公的協約を攻撃すること、そして、その結果の全て」を意味する。何故ならば

「国家の本質はそれに存しているから」である。「社会契約 (Le pacte social)」が一撃で断ち切られるならば、その瞬間にもはや戦争は存在しないであろう。そして、その一撃によって、一人の人間も死ぬことなく、国家は殺害されるのである。⁽²⁵⁶⁾

このように、ルソーは戦争を主権者（国家）間のものに限定した上で、「国民」を構成する個々人や現実に存在する主権者（国王）の身体的消滅を国家のそれと観念的に厳格に区別することを通じて、抽象的に国家の消滅を構想し、法的意味における国家の消滅という理論形成への道を拓いているものと言える。⁽²⁵⁷⁾ つまり、戦争が観念化乃至は抽象化されると同時に、国家が抽象的人格であるとの論理が貫徹されているのである。

更に、戦争の遂行主体に関連して、もう一つ付言すべきことがある。それはルソーが、例えば、グロティウスの理論において見られるような封建的・中間団体の存在を前提とした戦争法理論（「上位者に対する従属者の戦争」）を拒絶している点に関わる。これについては、既に論じた（第二章（一））彼の国家構成理論の特色からの論理的帰結であることは確かである。しかし、それに加えて彼が封建制度について「それを上回る程に愚かなものは他になかったような愚かな制度であり、自然法の諸原則や、全ての良き政治に反するもの」として批判していることも関連しているであろう。このような歴史認識と価値判断が、前述の戦争の遂行主体に関する彼の理論の基礎となっているものと考えられるからである。つまり、戦争の遂行主体について考察する際に、「国家」を具体的存在としての「国王」やその他の「元首」に置き換えてしまうと、彼等に従う封建的諸身分の存在を意識せざるを得なくなり、更にそれらを理論の中に取り込まなければならなくなるであろう。そのような状況を回避するためにも、上に見た国家の徹底的な抽象化は有効な方途であったと解されるのである。

以上のように、ルソーは戦争の遂行主体を抽象化すると同時に、抽象化された主体の意思が存在するとの前提に立つ。そしてその上で、次のように、「戦争」が交戦状態の存在という事実ではなく、当該主体の意思によつ

て発生するものと説明している。

即ち、ルソーは先ず国家と国家の間の戦争を「あらゆる手段によって敵国を破壊するか又は少なくとも弱体化させるという相互的・継続的・明示的意思 (disposition) の効果である」とする。そして「この意思が行動に移される(26)とき、それは適切に戦争と呼ばれ」、「それが実行されないままである間は、それは戦争状態ではない」として、「戦争」と「戦争状態」を区別するのである。(26)

このことについては、『断章』において若干異なる角度から論じられている。即ち、『断章』には「一方当事者が攻撃しようとし、他方当事者が自己を防衛しようとしなければ、戦争状態は全く存在せず、ただ暴力と侵略が存在するのみである」との記述があるが、これをルソーは「交戦当事者の自由な同意」(le libre consentement des parties belligerantes) によつてのみ戦争状態(ここでは、「戦争」ではない)が発生することの説明として挙げているのである。(26)

以上に見てきたルソーの「戦争」観念(「戦争遂行主体」を含む。)に関する議論は次のように纏めることができる。第一に、ルソーは自然状態に関する議論を起点として、「人間対人間の戦争」を「国家对国家の戦争」から区別し、後者のみを適切な「戦争」とした。第二に、戦争遂行の主体を抽象的人格としての「公人」に限定することによって、「私戦」と「公戦」を区別し、前者を適切な意味における「戦争」から排除している。第三に、適切な意味における「戦争」は当事者の意思によつて創出される。

これらの三点は、本稿の主題との関連において如何なる意味を有するのであろうか。それは、ルソーの「戦争」観念が近代国際法の枠組みの中においてもなお充分評価に耐えるであろうという点に集約される。即ち、彼の観念は、「戦争」自体を抽象化し、そしてその遂行主体も抽象的人格としての国家(公人・主権者)のみに限定することによって、近代主権国家間の関係のみを前提とした法的観念として戦争を捉えることを可能としたと考

えられるのである⁽²⁸⁾。しかも、その観念は宗教的乃至は倫理的契機から切断され、合理的に構想されている点で、「正戦理論」から隔絶していることも明白であり、この点でも彼の理論が近代国際法概念に合致するものと言えそうである。

これらのことを踏まえて、次にルソーが「戦争法」の観念として実際に論じている事柄について整理を試みた⁽²⁹⁾。

(二) ルソーの「戦争法」観念

前節で確認したように、ルソーの「戦争」観念は近代国際法の枠組みの中においても充分妥当するものと評価される。そして、その観念は具体的に次のような国際法規範の生成へと導くであろう。

先ず、当事者の意思が法律上の戦争の発生の要件となるとするならば、そのためには当該意思の表示の手段（そして、それが法的要件に転化する場合には、法的手続）として「宣戦布告」が必要となるという主張につながるであろう。この点についてルソーは『戦争状態』の中で、戦争を合法的状态（*état légitime*）とするための宣戦の必要性の有無についても論ずる旨を述べているが、『戦争状態』ではそれ以上この問題には触れられていない。しかし、『社会契約論』に至って次のような説明が登場している。

「宣戦は諸国（*Puissances*）並びにそれらの臣民に対する通告の手段である。君主に対する宣戦を為すことなくその臣民に対して窃盗、殺人、勾留を為す外国人は、国王・個人・人民であるかを問わず、敵ではなく、それは強盗なのである⁽³⁰⁾。」

ここには、正当な「敵」となるためには、即ち、法的意味における戦争とするためには、宣戦が必要とされる⁽³¹⁾との考えが示されている。このようなルソーの考え方が当時においては斬新なものであったと評価されるか否

かについての判断は容易に下し難いが、次の点だけは指摘しておきたい。即ち、宣戦の必要性自体は、古代以来の正戦論が唱えてきたことであり、ルソーの主張に斬新な点はないようにも思われる。だが、彼の論旨を総合するならば、彼は戦争を「公人」間の関係に限定し、またそれにより個々人（私人）に対する影響を極力制約するために、当該関係明示のための手続として宣戦を必要としたと考えられ、そこに彼の主張の意義が認められると思われるのである。⁽²⁶⁶⁾

次に、戦争の法的意味での発生を当事者の意思を基準としたことに関連して、次の点も付言されるべきであろう。即ち、「戦争状態は当事者の自由な合意により設立され、平和を回復するためにも自由且つ相互の合意が必要⁽²⁶⁷⁾」であるとされており、法律上の戦争状態を創設するだけでなく、法律上の平和の回復もまた当事者の意思によるものであることが示されているのである。これらはまさに近代国際法における戦争の始期と終期の捉え方であると言えよう。

「戦争法」の個別規範の形成という面ではまた、戦争の勝者が敗者や被征服者を奴隷とする権利（「奴隷権」）をルソーが否定した点も重要であろう。この権利はグロティウスやブーフンドルフが承認するものであり、彼らは奴隷権を生命と引き換えに自己の自由を売却するという契約として正当化した。⁽²⁶⁸⁾これに対して、ルソーは、財産の譲渡と生命・自由の譲渡は全く別の問題であり、後者は「如何なる値であつても、それらを放棄することは自然及び理性に同時に反することとならう」と論ずる。また、仮に斯かる譲渡が可能であるとしても、奴隷の子もまた奴隷となるということは「人が人として生まれぬ」という「自然に対する反逆」を為すことになる、と彼は主張するのである。⁽²⁶⁹⁾この奴隷権否定という主張が、後の戦争捕虜の取扱に関する諸規則とのつながりをもつてであろうことは容易に推定できよう。

(三) 評価

さて、前節までに概観してきたルソーの「戦争」及び「戦争法」の観念は近代国際法の展開との関係においてどのように評価されるのであろうか。一見して明らかかなことは、彼の観念が近代国際法の体系にかなりの程度合致するという点である。そして、そうであるからこそ、国家実行の中でルソーが唱えた理論が援用されることになったと考えられる。

実際に、ルソーの理論を援用したと思われる国家実行について、多くの記録が残されている。例えば、Westlake⁽²⁰⁾及びMaurel⁽²¹⁾によれば、一八〇一年にフランス捕獲審検所の開廷に当たりPortalisがまさにルソーの戦争の定義を引用したという⁽²²⁾。また、Nussbaumは、ルソーの戦争概念を、「根本的意義を有する新たなアプローチ」と評した上で、一八七〇年の対仏宣戦の際にプロイセンのヴィルヘルム一世が、当該戦争が「仏兵に対するものであって、仏市民に対するものではない」としたことを挙げつつ、後世への影響を評価している⁽²³⁾。そして、これらの他にも国家実行に対するルソーの理論の影響を確認する事例を挙げることが可能である⁽²⁴⁾。

また、学説においても、少なくともルソーの戦争観念、とりわけ、戦争を「国家対国家」の関係にのみ限定する理論については、二〇世紀初頭の概説書において「疑念の余地なくルソーの着想は最近の大陸の殆どの著者の常識 (common-place) となっている」とまでの評価を得ていたのである⁽²⁵⁾。

このように、ルソーの理論は国家実行及び理論の双方に影響を与え、戦争法の枠組みの中で受容されてきたように思われる。しかしながら、彼の理論には、近代国際法上の戦争法という観点から批判されるべき点はないのであろうか。

ルソーの戦争法の論理からすれば、国家と人間 (私人) との間には法的関係が発生しないこととなる。それでは、戦争中に実施される措置で非戦闘員に関連するものは、法的評価の対象外に置かれるのであろうか。国家実

行上、戦争(及び戦闘)中の非戦闘員の取扱いについて、「法的」に一定の措置がとられてきたことは否定できない。この措置を巡り、Westlake は、ルソーの理論に従えば、最も控えめな徴発や自由の制約でさえも非合法とされてしまうと解し、ルソーを批判している。彼は更に、そもそも戦争に導くものは個々人の行為であることから、国家と個人を完全に分離することは不合理であるともしている⁽²⁷⁶⁾。また、斯かる措置が(戦闘の存在を前提にするならば)当該非戦闘員の利益となる場合もあることを勘案するならば、当該措置を法の埒外に置くことは妥当なものとは思われない。つまり、ルソーによる定義は国家実行上支持され得ないと同時に、その論理的帰結も非戦闘員の保護という(恐らくはルソーも意図したであろう)目的の実現にとっては望ましくないものとなってしまうのである。

しかしながら、このような批判が果たしてルソーに対する批判として正鵠を得たものと評価できるのかという点については、疑問も残る。それは、ルソーの主張の本旨が彼の国家構成原理を起点として理念的に「戦争」を認識し、それを簡潔に提示することであつたとすれば、ルソーの定式化から発生する論理と現実(戦争の実態)との乖離を個々に挙げて批判するという作業は、彼の本旨からすればさほど重要性をもつものではないかもしれないからである⁽²⁷⁷⁾。特に、彼の理論においては国家に包摂されてもお個人の自由を最大限に尊重することが基本理念とされており、戦争(法)理論もまたこの基本理念に合致することが必要となる。そうであるとすれば、個人を戦争の枠組みに取り込むことは国家の意思によって個人が戦争に「法的」に関連付けられてしまうこととなり、彼の基本理念に抵触してしまうであろう。「為政者の狂気」を観察してきたルソーにとって、個人は国家から可能な限り距離を置くことが(少なくとも戦争に関しては)望ましいと判断されたと考えられるのである。

何れにしろ、ルソーの理論から導出される個別の戦争法規範に関する評価よりも重要な問題は、そもそも彼の理論が「戦争法」として理解されるべきものなのであろうかという点にあるものと思われる。この点を考察する

ために、彼が説く「奴隷権」の問題に立ち返りつつ、検討してみたい。

ルソーの「戦争法」理論を支える基本認識の一つは、「戦争はその目的に必要な権利を何ら与えることではない」という原則が存在し、この原則は「詩人の権威に基礎付けられているのではなく、事物の本性に由来しており、理性に基礎付けられている」というものである。この認識に基づいて前述の「奴隷権」批判が展開されるのであるが、このような主張の中に、我々は何を見出し得るであろう。国家理論の観点からこの一節を読み解くことも意味はあろう。⁽²⁷⁹⁾しかし、それ以上に本稿の主題との関連で考察されるべきことは、このような議論が近代国際法学の枠組みの中でどのように評価されるべきであるかという点であり、それは次のように考えられる。

ルソーが「戦争法」に関して論じている事柄は、第一に「戦争」の本質的定義であり、第二に、当該定義からの論理的帰結の導出であり、更にそれを「法」であるとし、戦争において認められる「権利」であるとする主張（或いは、その否定）である。しかも、奴隷権を巡る議論からも理解される通り、或る論理的帰結が「法」乃至「権利」として承認されるか否かは、人間の「自由」の最大限の確保という彼の基本理念に合致するか否かにかかっている。

つまり、ルソーの「戦争法」を巡る論理の本質的部分には、近代国際法の論理において「実定法」として理解されるものは含まれていない。⁽²⁸⁰⁾彼が論ずる事柄は、実定法としての戦争法の基礎であって、実定法そのものではない。そして、その「基礎」（戦争の本質的定義）の当否を法的に判断する客観的基準は存在していないのである。⁽²⁸¹⁾このことは、彼の理論の中に近代的戦争法の根本に存在するとされる人道主義が提示されているとする評価によっても確認することができるであろう。⁽²⁸²⁾

以上の諸点から、先行研究の多くに示されているルソーと国際法との関わりは、誤解を招き易いものであったことが指摘可能となる。それらは、ルソーが「戦争法」について論じているという事実から、単純にそれを近代

国際法学における「戦争法」が論じられているものと理解しているように思われるからである。ルソーが追求したものは、(仮に、後世に「宣戦」が法的要件となるというようなことがあるにしろ)近代国際法上の個別規範の記述ではなく、飽くまでも、後の時代に「戦争法」と称される規範群の基底に存在することとなる根本的定義とそれを支える基本的価値なのであり、そして実際に彼が論じた事柄もそれに止まっているという点は確認されねばならない。また逆に、片々たる法の規則を論ずることを主眼としなかったからこそ、彼の理論は少なくとも二〇世紀初頭に至るまで多くの国際法研究者によって参照されたのであろう。

(185) PW(CS), II, p. 134.

(186) 『抜粋』は表面上サン＝ピエール師の欧州国家連合構想に関する著述の要約という形式が採られているが、後述(第四章(④))の通り、本稿では、同書がルソーにより彼自身の理解と解釈を付加され、その全体の論調はサン＝ピエール師の原著とは同じものではなく、むしろルソー自身の見解が展開されているとの解釈に立っている。

(187) PW(EPP), I, p. 368.

(188) PW(EPP), I, p. 366.

(189) PW(EPP), I, p. 369.

(190) PW(EPP), I, p. 383. See, further, PW(EPP), I, p. 265 and PW(EPP), II, p. 486. Cobban はルソーが描く国家間関係の状況を(世界一般と欧州についての区別を設けることのないままではあるが)次のように纏めている。

「ルソーは国際関係に存在する忌むべき状態を示している。実際にそれは、欧州における無秩序の支配である。即ち、誰も望むことのないままに全世界を荒廃させた戦争、平時においても維持されながら戦争においては依然として自国を防御し得ない膨大な軍隊、仕事に圧倒されながら何も為し終えなかつた大臣達、数年にわたる苦痛に満ちた交渉の末に作成され一日で破壊された不可思議且つ無益なる条約及び同盟」である。A. Cobban, *Rousseau and the*

Modern State (2nd ed., London, 1964), p. 117.

(191) PW(EPP), I, p. 369.

- (192) PW (EPP), I, p. 369.
- (193) PW (EPP), I, p. 366.
- (194) PW (CS, *Le ver.*), I, p. 453. 前述第三章(三)(a)を見よ。
- (195) 勿論、ルソーが彼の時代にあってもキリスト教共同体という意識が存続しているとみなしていたか否かは問題となる。しかし、後註(201)の引用箇所の中でルソーが欧州諸国間の結合システムの要素として「同一の宗教」を最初に挙げていることから理解されるように、この問題に対しては肯定的に答えてよいであろう。
- (196) そして、この自然的・地理的条件が欧州の政治的秩序を維持するために役立つしているとルソーは考える。PW (EPP), I, p. 372.
- (197) PW (EPP), I, p. 370.
- (198) PW (CG), II, p. 432. 但し、ここではこれに続き「欧州人」の欺瞞等に対する批判が述べられている。
- (199) PW (EPP), I, p. 366.
- (200) 欧州が他の地域に比較して、より恒常的にそしてよりよく開化した理由として、鉄と麦が豊かであったことが挙げられる。PW (DO), I, p. 176.
- (201) PW (EPP), I, p. 366.
- (202) PW (EPP), I, p. 366.
- (203) PW (EPP), I, p. 370.
- (204) PW (EPP), I, p. 368. 欧州の状況に関する記述としては、更に次の箇所を見よ。WP (Frag), I, pp. 321-322.
- (205) 欧州が或る種の団体又は共和国であるとする思考は、啓蒙期の哲学・社会科学分野の研究者にとってかなり共通したものであったと判断される。例えば、ヴォルテールは、欧州が多様な政体の国々を包含しつつも「ある種の偉大な共和国」(une espèce de grande république)を形成していったとする。(Voltaire, *Le Siècle de Louis XIV*, Chap. II. 本稿で参照したのは、一八六六年 (Paris) 新版である。) また、国際法學上の文献においても、ヴァッテルは「欧州は一つの政治システムを成しており、それは世界の中のこの地域に存在する諸国の諸々の関係及び多様な利益によって全てが結び付けられた団体 (un corps) である」とする。(Vattel, *op. cit.*, Liv. III, Chap. iii, § 47.) この

点については、次の文献を見よ。F. H. Hinsley, *Power and the Pursuit of Peace: Theory and Practice in the History of Relations between States* (Cambridge, 1963), pp. 161-164 et 166-167; T. Nardin, *Law, Morality and the Relations of States* (Princeton, 1983), pp. 62-63. とりわけ、Hinsley は一七三〇年代以降のこのような観念が発展するようになった。

- (206) PW(EG), I, p. 297. 前述第二章(一)(a)を見よ。
- (207) PW(EPP), I, p. 370.
- (208) PW(EPP), I, p. 370.
- (209) PW(EPP), I, pp. 370-371.
- (210) PW(EPP), I, p. 371.
- (211) PW(EPP), I, p. 372.
- (212) Heater によれば、ルソーは「非常に多くの障害にも拘らず、地理的な利点とウェストファリア条約の外交上の構想 (diplomatic design) によってつくられたシステムが、欧州を平和な大陸にするために必要な改善を行うことを可能とする」と信ずるに足る根拠があるとしたのである。D. Heater, *The Idea of European Unity* (London, 1994), p. 82.
- (213) PW(EPP), I, p. 372.
- (214) PW(CS), II, 58.
- (215) 尚、ルソーが民兵を勧め、且つそれを自国の拡大ではなく対外的独立の維持 (つまりは自国防衛) にもみ動員する旨を説いていることには既に触れた (前述第二章(一)(b)を見よ。) が、この様な非拡大主義的軍事構想が、「勢力均衡」状態を破壊しないという実践的目的にも合致したものであったと考えられる。
- (216) E. V. Gulick, *Europe's Classical Balance of Power* (Ithaca, New York, 1955), p. 36. See further, *ibid.*, pp. 84-85 et 299-300.
- (217) Nys, "Le droit des gens", p. 83.
- (218) 同じく、ルソーの論理の多層性とそれに対する解釈の多義性の存在を看取することができる。

- (219) ルソーの国際関係観が「悲観主義」に満ちたものであるとする理解を示す文献は多い。これについて、次の文献は国際法の観点を交えて論じている。Goyard-Fabre, *op. cit.*, pp. 439-448. また、永久平和構想との関連で（ルノーとカントの比較を交えて）論じたものとして、次の文献を見よ。A. Linklater, *Men and Citizens in the Theory of International Relations* (London and Basingstoke, 1982), pp. 24-26.
- (220) 次の文献も同旨である。Knutsen, *op. cit.*, p. 248.
- (221) 既に見た如く、「個別条約は、真の平和であるよりも一時的休戦でしかない」（PW (EPP), I, p. 369.）とするのが、ルソーの基本認識である。
- (222) PW (CG), II, p. 425.
- (223) 拙稿「欧州近代国家系形成期の多数国間条約における『勢力均衡』概念」、『法学研究』第七一卷七号（一九九八年）四九頁以下を見よ。
- (224) ルソーの勢力均衡に関する議論は、欧州の勢力均衡が国家の平等に関する自然的条件に基づくものであって、一国による覇権的支配に抗する傾向があること、そして均衡の攪乱や復興の試みは程度の差は兎も角として「戦争状態」を意味することから、国家の主権平等を害することのない「国家連合」の必要性を説くものである、とRousseauはしている。Rousseau, *Reading Rousseau*, pp. 99-100.
- (225) 国家連合の問題について「ルソーが或る程度の断章（一六章分）を書いたことは殆ど確実」であるが、「彼がその断章を託した友人は革命の初期に亡命し、それを廃棄してしまった」と伝えられている。PW, I, p. 95.（同様の背景は次の文献にも記されている。Windenberger, *op. cit.*, chap. 2.）また、Hoffmannは、「ルソーの国家連合に関する手稿の喪失が、国際的『アナーキー』を巡る問題に対する解決の完全な詳細を知ることが困難になっている」と言っている。Hoffmann, “Rousseau on War and Peace”, p. 36.
- (226) Rousseau, *Confessions*, pp. 407-408.
- (227) PW, I, p. 360. 吉岡も、サン＝ピエール師の原著とルソーによる『抜粋』との間の「ずれ」を指摘し、『抜粋』におけるルソーの実践的意図を推定している。吉岡知哉「ルソー」、『年報政治学』（岩波書店、一九九二年）四〇―四六頁。

(228) この点で、「神聖ローマ帝国」の存在はそれを単位として論じ得るのかという基本的問題が提起され得る。『抜粋』では「国家連合」の機関として常設議会が設立されるよう計画されており、当該議会に一九の(各々が平等な一票を有する)代表が議席を有するとされている。それら代表の一覧表(PW(EPP), I, p. 377.)の中には「バイエルン選挙侯及びその協同者(cosociates)」及び「フアルツ選挙侯及びその協同者」が挙げられており、近代的意味における「主権国家」が平等に参加しているとは言い難い。しかし、このような問題点についてルソーは触れておらず、「既存の諸国家」としてこれら神聖ローマ帝国の選挙侯等が当然含まれると考えていたものと推測される。また、これが当時の一般的認識であったとも言えよう。因みに、本稿(第四章(二)(a))で見た様に、ルソーは当時の勢力均衡体制の中での同帝国の特別な役割を認めている。

- (229) PW(EPP), I, p. 374.
- (230) PW(EPP), I, p. 374.
- (231) PW(EPP), I, pp. 375-376.
- (232) PW(EPP), I, p. 376.
- (233) PW(EPP), I, p. 376.
- (234) PW(EPP), I, p. 387.
- (235) PW(JPP), I, p. 388.
- (236) PW(JPP), I, p. 388.
- (237) PW(JPP), I, p. 396.
- (238) 吉岡は「ルソーが本当にサン・ピエール師の計画が可能であると信じていたかは疑問であり、実際には、同師に賛辞を送りつつも、その著作を「幻想」とみなしている」と解している。吉岡、前掲論文、四〇―四一頁。
- (239) 前述第一章を見よ。
- (240) PW(CS), II, pp. 32 et 47. 前述第二章(一)(a)を見よ。
- (241) Roosevelt, *Reading Rousseau*, pp. 103-107.
- (242) PW(CS), II, pp. 31-32.

- (243) PW (EPP), I, pp. 374-375.
- (244) また「サン = ピエール師の国家連合構想をルソーが実現不可能であると判断したとする理由を、同師の思想に関するルソーの評価の中に求める見解がある。即ち、ルソーは同師を「その道徳的熱意ゆえに高く評価しつつも、政治思想家としてはその合理主義に立つ理想主義的思考ゆえに高い評価は与えることはなく、そうであればこそ、同師の構想を現実政治に適用することの危険性をルソーは理解し、結果的に否定的な評価を下していたというものである。Carter, *op. cit.*, pp. 156-157.
- (245) それを最も雄弁に語っていると思われる著作が、グロテイウスの『戦争と平和の法』(*De iure belli ac pacis libri tres* (1625)). 以下、註の中で「JBP」とする。本稿で参照したのは「The Classics of International Law” (Washington, 1913) 所収の一六四六年版である。」である。この国際法史上最も多くの議論の対象とされてきた書物を本質的にスコラ理論の系譜における「戦争法」(*ius belli*)の書物とするHagemmacherの主張はかなりの説得力を有する。P. Hagemmacher, *Grotius et la doctrine de la guerre juste* (Paris, 1983), p. 626.
- (246) Hobbes, *op. cit.*, Part I, Chap. 13. 前述第三章(一)を見よ。
- (247) PW (EG), I, pp. 305-307.
- (248) PW (CS), II, p. 29.
- (249) PW (CS), II, p. 29.
- (250) PW (CS), II, pp. 29-30. 尚、PW (Frag), I, pp. 308-314 を見よ。
- (251) PW (EG), I, p. 294.
- (252) Hoffmann は「このような戦争に対するルソーの認識はモンテスキューの『法の精神』に触発されたものであろうである。Hoffmann, “Rousseau on War and Peace”, p. 30. 実際に「モンテスキューは、各々の「個別社会」(国家)が自己の力を感ずるようになるまで「国民の国民に対する戦争状態」(un état de guerre de nation à nation)が生み出されることを指摘している。(Ch. de Montesquieu, *L'Esprit des lois*, lib. I, chap. 3. 本稿執筆に際して参照した版は次の全集に所収のものによる。Montesquieu, *Oeuvres complètes*, II (Bibliothèque de la Pléiade) (1961).) 尚、Waltz は戦争の観念を巡るルソーとモンテスキューの異同を詳細に論じている。See, Waltz, *op. cit.*,

pp. 165-171.

- (253) PW(EG), I, p. 301.
- (254) 既に触れたように、ルソーは「根本的に政治体とは、倫理的人格 (personne morale) でしかなく、理性の産物でしかない」としている。(PW(EG), I, p. 301.) 前述第二章 (a) を見よ。
- (255) PW(EG), I, p. 301.
- (256) PW(EG), I, p. 301.
- (257) 『社会契約論』においても「国家の構成員を一人も殺すことなく、国家を殺すことができる」(PW(CS), II, p. 30.) とされている。尚、この部分は、ホッブズの現実認識との相異が表明されており、ルソーによるホッブズ批判ともなっている。Hobbes, *Leviathan*, I, 13 を見よ。
- (258) Grotius, *JBP*, I, iv.
- (259) PW(CS), II, p. 29.
- (260) PW(EG), I, p. 300.
- (261) この区別は、既述 (前述第三章 (二) 及び PW(EG), I, p. 297 を見よ。) の如くルソーが国家間関係を「戦争状態」として捉えている点との関連において興味を引く。彼の国際関係観とも言うべきものは、一般論としては「戦争状態」であり、それは「戦争」そのものとは異なる。この相違の理解は、ルソーを国際政治に関する「現実主義者」として評価する際に重要であると思われる。
- (262) PW(Frag), I, p. 310.
- (263) このルソーによる戦争の抽象化について、Carter は次のように纏めている。「要するに、戦争とは紛争の最も人工的且つ『意識的』(artificial and “conscious”) 形態である。」従って、「そのようなものとして戦争は理解されねばならないのであって」「『人間の本性』の不可避の結果として見られるべきではない」し、その目的は「戦争が」より効果的に禁止又は制限され得るよう」するためである。Carter, *op. cit.*, p. 118.
- (264) PW(EG), I, p. 300.
- (265) PW(CS), II, p. 30.

- (266) Carter も同様の評価を行っている。Carter, *op. cit.*, p. 118.
- (267) PW(Frag), I, p. 310.
- (268) Grotius, *JBP*, I, iii, 8; S. Pufendorf, *De jure naturae et gentium libri octo*, VII, v et vi. (本稿で参照したのは、『The Classics of International Law』(Oxford and London, 1934) 所収の二六八八年版である。) グロティウスによる奴隷権正当化の論理とルソーによるグロティウス批判に関しては、拙稿「ルソーによるグロティウス批判——ルソーの近代国際法理論検討の契機として——」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第一号(一九九八年)五九頁以下を見よ。
- (269) PW(DO), I, p. 187. Nys は「征服の権利」が「殺戮」や「奴隷権」につながる点とするルソーの思想がフランスの一九九一年(九月三日)憲法における「フランス征服地の放棄」に具現化されているとする。E. Nys, “L’acquisition du territoire”, *Revue de Droit International et Législation Comparée*, 2e série, tome 6 (1904), p. 404.
- (270) Westlake, *Chapters*, pp. 260-261.
- (271) M. Maurel, *De la déclaration de guerre* (Paris, 1907), p. 324.
- (272) 尚、Bluntschli はルソーの戦争の定義が一八〇〇年(共和暦八年七月六日 (le 6 germinial an VIII)) のフランス捕獲審検所におけるナポレオン(当時は統領 (consul)) の演説に登場しているのを伝えている (J.C. Bluntschli, “Du droit de butin en général et spécialement du droit de prise maritime”, *Revue de droit international et de législation comparée*, tome 9 (1877), p. 540.) 尚、Cauchy 及び Pottails が行ったものについては (E. Cauchy, *Le droit maritime international* (Paris, 1862), tome I, pp. xii-xiv.) のように、先行研究の間には点については齟齬が見られるが、何れにしても、ルソーの戦争の定義がこの時期にフランス捕獲審検所において引用されたことには一致している。但し、ルソーの戦争観念が直ちに一般的に受容された点には反論が為されている。See, W.E. Hall (A. P. Higgins (ed.)), *A Treatise on International Law* (8th ed., Oxford, 1924), pp. 86-87.
- (273) Nussbaum, *op. cit.*, p. 139. また、次の文献も参照せよ。Roelofszen, *op. cit.* (“De Periode 1713-1815”), p. 125.

- (274) それらについてのは、次の文献が詳しい。Lassudrie-Duchêne, *op. cit.*, p. 324 *et seq.*
- (275) Hall, *op. cit.*, p. 87.
- (276) Westlake, *Chapters*, pp. 259-260: *Idem*, *International Law*, pp. 39-40. また、Maurel は、宣戦布告が関係国の諸個人にもたらす法的帰結を論じているが、これもルソーの戦争の定義が現実には妥当しないことが前提とされている旨を指摘している。Maurel, *op. cit.*, p. 324 *et seq.*
- (277) この点に関連する国際法史上の議論としてより重要なことは、ルソー以前の学説において提示された「戦争」の定義が、彼の定義とどのような関係にあるのかという点を検証し、その上で「戦争」を巡るルソーの定義や認識の歴史的要義を明らかにすることにあると考えられる。例えば、バインケルスフークは一七三七年公刊の『公法の諸問題』(Cornelius van Bynkershoek, *Quaestionum juris publici libri duo, quorum primus est de rebus bellicis, secundus de rebus varii argumenti* (1737). 尚、本稿で参照したのは“The Classics of International Law” (Oxford and London, 1930) 所収のものである。)の第一篇第一章において、「戦争とは、自らが支配者である者の自らの権利を力または害意により追求する闘争である」(*Bellum est eorum, qui suae potestatis sunt, juris sui persequendi concertatio per vim vel dolum.*)としている。こゝで「自らが支配者である者」とは“*postestas*”[「権能」乃至「主権」]が自己に属する者のことであり、自己に対する上位者を認めない者、現在の用語で表現すれば「主権者」とも解し得る。(この解釈については、次の文献を見よ。T. Twiss, *Le droit des gens ou des nations considérées comme communautés politiques indépendantes*, tome II (Paris, 1889), pp. 42-43.) こゝであるとすれば、この定義とルソーが提示した定義との差異はそれほどあるものとは思われず、ルソーの定義のみを高く評価することは必ずしも正しいとは言えないであろう。
- (278) PW(GS), II, 30.
- (279) McAdam は、ルソーが恐らくは同じく国家を抽象的人格として捉えた先学であるグロティウス及びプーフェンドルフ(更にはホッブズ)と国家についての認識を共有しながらも、彼の政治・国家理論における根本原則と思われる「意思の自由」を彼らが軽視した点に対する批判を読み取っている。See, McAdam, *op. cit.*, p. 38.
- (280) 仮に、このような評価が極端に過ぎると思われるならば、彼の論理には伝統的に活用されてきた「法学的」論証

方法は存在しないと言い換えてもよいであろう。或る論者の言葉を借りるならば、「グロテイクスや他の正戦論者が行ったように自然法や国際法の基準を援用することなく、ルソーは戦争の権利に対する厳格で妥協のない制約を彼の定義から直接的に導き出している」のである。Roosevelt, “A Reconstruction”, p. 226.

(281) Schmitt は「戦争が国家間の関係へあるとすればルソーの定式化の論拠の薄弱さを指摘し、批判している。C. Schmitt, *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum* (Berlin, 1950), S. 122-123. (カール・シュニット (新田邦夫 (訳)) 『大地のノモス：ヨーロッパ公法という国際法における』 (福村出版、一九七六年)

(282) 戦争法における人道主義の発展という観点からルソーの著作に取り組んだ論者として次のものを見よ。R. Derathé, “Jean-Jacques Rousseau et le progrès des idées humanitaire du XVIIe au XVIIIe siècle”, *Revue internationale de la Croix Rouge*, October 1958, pp. 523-543.